

資産税又は都市計画税の特例適用申告書記入の仕方」の裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税又は都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた時の相続人
- (3) 被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人
- (4) 被災家屋の所有者と特例適用家屋に同居する3親等内の親族

※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含みません。

3 特例対象家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

4 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日の間に取得又は改築された家屋。

なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

5 特例の内容

固定資産税又は都市計画税の被災家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分が2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。被災家屋を改築した場合は、改築後の評価額について改築の翌年から4年度分、固定資産税又は都市計画税が2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

◎ 添付書類

- 1 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災（被災）証明書」（写）
 - (1) 被災家屋が長岡市内にある場合は不要です。
- 2 被災家屋の所有を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
 - (1) 被災家屋が長岡市内にある場合は不要です。
 - (2) 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
- 3 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体契約書」（写）「売買契約書」（写）等
 - (1) 被災家屋が長岡市内にあり、解体済みの場合は不要です。
 - (2) 被災家屋の処分が未了の場合は、別紙「代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書」をご提出ください。
- 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人、被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人であることを証する書類 ⇒ 「戸籍謄本（全部事項証明書）」（写）及び「住民票」（写）又は「法人の登記簿謄本」（写）
 - ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
 - ※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。